

エトキサゾール (案)

今般の残留基準の検討については、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定依頼が農林水産省からなされたこと及び動物用医薬品としての製造販売の承認申請がなされたことに伴い、薬事法に基づく使用基準の変更について農林水産大臣から意見聴取があったことを含め、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

1. 概要

(1) 品目名：エトキサゾール [Etoxazole (ISO)]

(2) 用途：殺虫剤・殺ダニ剤

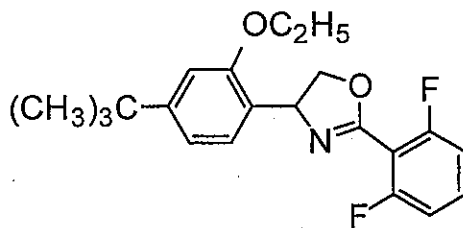
オキサゾリン環を有する殺虫剤・殺ダニ剤である。キチン生合成を阻害する昆虫発育制御物質として作用し、孵化及び脱皮を阻止することにより殺虫効果を示すと考えられている。

(3) 化学名：

(*RS*)-5-*tert*-butyl-2-[2-(2,6-difluorophenyl)-4,5-dihydro-1,3-oxazol-4-yl]phenetole (IUPAC)

2-(2,6-difluorophenyl)-4-[4-(1,1-dimethylethyl)-2-ethoxyphenyl]-4,5-dihydrooxazole (CAS)

(4) 構造式及び物性



分子式 $C_{21}H_{23}F_2NO_2$

分子量 359.41

水溶解度 $7.04 \times 10^{-5} \text{g/L}$ (20°C)

分配係数 $\log_{10} \text{Pow} = 5.52$ (20°C)

2. 適用の範囲及び使用方法

本剤の適用の範囲及び使用方法は以下のとおり。

作物名となっているものは、今回農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく適用拡大申請がなされたものを示している。動物名となっているものは、今回薬事法（昭和35年法律第145号）に基づく動物用医薬品としての製造販売の承認申請がなされたものを示している。

(1) 国内での使用方法

①10%エトキサゾールフロアブル

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	エトキサゾールを含む農薬の総使用回数																
かんきつ (みかんを除く)	シロハダニ	2000~3000倍	200~700 L/10 a	収穫14日前まで	2回以内	散布	2回以内																
	シロサビダニ	2000倍		収穫前日まで																			
みかん	シロハダニ	2000~3000倍		収穫14日前まで																			
	シロサビダニ	2000倍		収穫前日まで																			
りんご	リンゴハダニ	2000~3000倍		200~700 L/10 a	収穫14日前まで		2回以内	散布	2回以内														
	ナミハダニ	2000倍			収穫7日前まで																		
なし	ハダニ類				200~700 L/10 a		1回		散布	1回													
もも	モモサビダニ																						
ぶどう	ハダニ類						200~700 L/10 a			2回以内	散布	2回以内											
びわ	シロハダニ																						
ネクタリン すもも マンゴー	ハダニ類									2000倍		200~700 L/10 a	1回	散布	1回								
おうとう																収穫14日前まで							
いちじく																収穫前日まで							
ホップ													収穫7日前まで		2回以内	散布	2回以内						
きゅうり			2000倍			200~700 L/10 a							収穫前日まで										
すいか													2000倍		200~700 L/10 a		1回	散布	1回				
メロン																							
とうがん																	2000倍		200~700 L/10 a	2回以内	散布	2回以内	
なす																							
いちご		2000倍		200~700 L/10 a				1回												散布		1回	
かんしょ																							
あずき					2000倍			200~700 L/10 a	2回以内													散布	2回以内
茶							200~400 L/10 a				摘採14日前まで												

②7.5%エトキサゾールくん煙剤

作物名	適用病害虫名	使用量	くん煙時間	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	適用場所	エトキサゾールを含む農薬の総使用回数
いちご	ハダニ類	くん煙室容積 100m ³ (床面積 50m ² ×高さ2m) 当たり使用量10g	通常 10~15 時間	収穫前日 まで	1回	くん煙	温室、ビニール ハウス等密閉で きる場所	1回

③5%エトキサゾール・7.5%フェンプロパトリン水和剤

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	エトキサゾールを含む農薬の総使用回数
かんきつ	シシトビ類 カミシ類 チャキロアザミマ	1000~1500倍	200~700 L/10a	収穫21日 前まで	2回以内	散布	2回以内
	シシトビ類	1000倍					
りんご	モシクガ	1500倍		収穫14日 前まで			
	リンゴハダニ ナミダニ	1000倍					
なし	シシトビ類	1000~1500倍	150~350 L/10a	収穫前日 まで			
	ハダニ類	1000倍					
すいか	アブラムシ類	1500倍	200~400 L/10a	摘採21日 前まで	1回	1回	
なす	ハダニ類	1000倍					

(2) 動物用医薬品としての使用方法

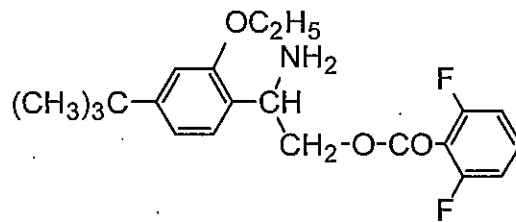
対象動物、使用方法		使用国	休薬期間
牛 (搾乳牛を除く。)	1 mg/kg 体重を背中線に沿って皮膚に滴下	日本	7日間
鶏	エトキサゾール2.5%含有する製剤を100倍希釈し、ケージ底面積1㎡当たり400mL (エトキサゾールとして92.5~94.5mg) となるように、ワクモの生息場所 (ケージ、卵受け、餌受け、壁、天井など) に噴霧	日本	5日間

3. 作物残留試験

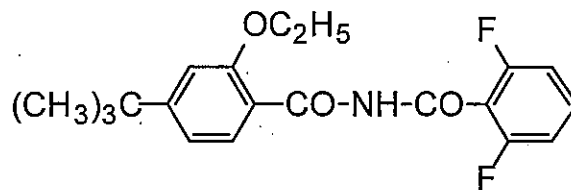
(1) 分析の概要

①分析対象の化合物

- ・エトキサゾール
- ・2-アミノ-2-(4-*tert*-ブチル-2-エトキシフェニル)エチル 2,6-ジフルオロベンゾエート (以下、代謝物 R7 という)
- ・*N*-(2,6-ジフルオロベンゾイル)-4-*tert*-ブチル-2-エトキシベンズアミド (以下、代謝物 R3 という)



代謝物 R7



代謝物 R3

②分析法の概要

エトキサゾール及び代謝物 R3

試料からアセトンで抽出し、多孔性ケイソウ土カラム、シリカゲルカラム及びフロリジルカラムを用いて精製した後、窒素リン検出器付きガスクロマトグラフ (GC-NPD) で定量する。

代謝物R7

試料から塩酸酸性下アセトンで抽出し、加水分解を行った後、多孔性ケイソウ土カラムを用いて精製する。無水トリフルオロ酢酸を加えてTFA化し、C₁₈カラム、フロリジルカラム及びシリカゲルカラムを用いて精製した後、GC-NPDで定量する。

定量限界 各成分：0.01～0.05 ppm

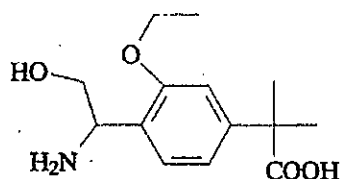
(2) 作物残留試験結果

国内で実施された作物残留試験の結果の概要については別紙1-1、海外で実施された作物残留試験の結果の概要については別紙1-2を参照。

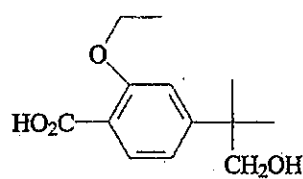
4. 乳牛における残留試験

乳牛に対して飼料中濃度としてエトキサゾール0、1、3、10 ppm に相当する量を含むゼラチンカプセルを28日間にわたり摂食させ、最終投与後1日目における乳、筋肉、脂肪中のエトキサゾール、腎臓中のエトキサゾール及び代謝物1、肝臓中のエトキサゾール、代謝物1及び代謝物20をそれぞれ測定した（検出限界：エトキサゾール 0.005ppm、代謝物 0.01ppm）。

- ・2-アミノ2-(2-エトキシ-4-(1'-ヒドロキシカルボニル-1'-メチルエチル)フェニル)エタノール（代謝物1）
- ・2-エトキシ-4-(1-ヒドロキシメチル-1-メチルエチル)ベンゾイックアシッド（代謝物20）



代謝物1



代謝物20

その結果、代謝物については10ppm 投与群の腎臓において代謝物1が0.069 ppm 認められた以外はいずれも定量限界未満であった。エトキサゾールの各部位での結果は表1を参照。

表1. 組織中のエトキサゾールの残留 (ppm)

	筋肉	脂肪	肝臓	腎臓	乳
1 ppm	<0.005	0.011	<0.005	<0.005	<0.005
3 ppm	<0.005	0.026	0.006	<0.005	<0.005
10 ppm	<0.005	0.082	0.017	<0.005	0.0061-0.0093

上記の結果に関連して、オーストラリアでは乳牛におけるMTDB^註は0.23ppmと評価して

いる。

注) 最大理論的飼料由来負荷 (Maximum Theoretical Dietary Burden: MTDB) : 飼料として用いられる全ての飼料品目に残留基準まで残留していると仮定した場合に、飼料の摂取によって畜産動物が暴露されうる最大量。飼料中残留濃度として表示される。

(参考: Residue Chemistry Test Guidelines OPPTS 860.1480 Meat/Milk/Poultry/Eggs)

5. 産卵鶏における残留試験

産卵鶏に異なる2種類の部位を¹⁴Cで標識したエトキサゾールを飼料中濃度として11ppm又は12ppmに相当する量を含むゼラチンカプセルを産卵鶏に対して5日間投与し、筋肉、脂肪、肝臓及び鶏卵中に含まれるエトキサゾール及び各代謝物の同定を行った(定量限界: 0.001 ppm)。

エトキサゾールは、組織中放射能濃度として筋肉中では50.7~82.7%TRR (0.008~0.065 ppm)、脂肪では89.9~92.1%TRR (0.55~0.69 ppm)、肝臓では3.0~3.2%TRR (0.057~0.078 ppm)、卵黄では55.9~62.0%TRR (0.10~0.11 ppm)、卵白では22.5%TRR (0.003 ppm)を占めていた。

上記の結果に関連して、オーストラリアでは産卵鶏におけるMTDBを0.043ppmと評価している。

6. 動物用医薬品の対象動物における残留試験

(1) 分析の概要

①分析対象の化合物

・エトキサゾール

②分析法の概要

ガスクロマトグラフ法 (MS、NPD 又は FID) により、対象動物各組織等における残留性が検証されている。

(2) 組織等における残留

①牛における試験

牛にエトキサゾールとして1mg/kg 体重(常用量)及び2mg/kg 体重(2倍量)を単回背中線に沿って皮膚に滴下した。投与後12、24、36及び48時間の乳汁及び血漿におけるエトキサゾールを表2に示す。

牛にエトキサゾールとして1mg/kg 体重(常用量)を単回背中線に沿って皮膚に滴下した。投与後7日の筋肉(投与部位直下)、大腿筋、皮下脂肪及び腎周囲脂肪におけるエトキサゾールを表3に示す。

牛にエトキサゾールとして1mg/kg 体重(常用量)を単回背中線に沿って皮膚に滴下した。投与後1、3及び7日の血漿中におけるエトキサゾールを表4に示す。

表2. エトキサゾールとして1mg/kg 体重及び2 mg/kg 体重を経皮投与した時の乳汁及び血漿中のエトキサゾール濃度 (ppm)

試験日 (投与後時間)	乳汁		血漿	
	常用量	2倍量	常用量	2倍量
12	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
24	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
36	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
48	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05

数値は、分析値を示す。検出限界：0.05 ppm

表3. エトキサゾールとして1mg/kg 体重を単回経皮投与した時の食用組織中のエトキサゾール濃度 (ppm)

試験日 (投与後日数)	筋肉 (投与部位直下)	大腿筋	皮下脂肪 (投与部位直下)	腎周囲脂肪
7	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05

数値は、分析値を示す。検出限界：0.05 ppm

表4. エトキサゾールとして1mg/kg 体重を単回経皮投与した時の血漿中のエトキサゾール濃度 (ppm)

試験日 (投与後日数)	血漿
1	<0.05
3	<0.05
7	<0.05

数値は、分析値を示す。検出限界：0.05 ppm

②鶏における試験

本剤は鶏体に直接適用する用法ではないが、使用実態上鶏が暴露される可能性があることから、鶏体及び鶏卵への暴露量を推定するために、鶏体に直接噴霧する条件下で、残留試験が実施された。

採卵鶏にエトキサゾール2.5%含有する製剤を100倍希釈し、採卵鶏に鶏飼育床面積1㎡当たり400mLを単回噴霧した。投与後1、3、5、7、10、15及び20日目の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、卵黄及び卵白におけるエトキサゾールを表5及び表6に示す。

表 5. エトキサゾールとして 0.025%含有溶液を鶏飼育床面積 1 m² 当たり 400 ml 噴霧投与した時の食用組織中のエトキサゾール濃度 (ppm)

試験日 (投与後 日数)	皮膚	筋肉	脂肪	肝臓	腎臓	卵黄	卵白
1	—	—	—	—	—	<0.01 (4)	<0.01 (4)
3	0.04±0.01	<0.01 (4)	0.07±0.02	<0.01 (4)	<0.01 (4)	0.01±0.01	<0.01 (4)
5	0.03±0.01	<0.01 (4)	0.09±0.02	<0.01 (3)、0.01	<0.01 (4)	0.02±0.01	<0.01 (4)
7	0.03±0.01	<0.01 (4)	0.08±0.01	<0.01 (4)	<0.01 (4)	0.03±0.01	<0.01 (4)
10	0.03 (4)	<0.01 (4)	0.06±0.01	<0.01 (4)	<0.01 (4)	0.02±0.01	<0.01 (4)
15	0.02±0.01	<0.01 (4)	0.05±0.02	<0.01 (4)	<0.01 (4)	<0.01、0.01、 0.02 (2)	<0.01 (4)
20	0.01±0.01	<0.01 (4)	0.04±0.01	<0.01 (4)	<0.01 (4)	<0.01、0.01 (3)	<0.01 (4)

数値は、分析値又は平均値±標準偏差で示し、括弧内は検体数を示す。

—は分析を実施せず。検出限界：0.01ppm

表 6. エトキサゾールとして 0.025%含有溶液を鶏飼育床面積 1 m² 当たり 400 ml 噴霧投与した時の食用組織中のエトキサゾール濃度 (ppm)

試験日 (投与後 日数)	皮膚	筋肉	脂肪	肝臓	腎臓	卵黄	卵白
1	—	—	—	—	—	<0.01 (4)	<0.01 (4)
3	0.04±0.01	<0.01 (4)	0.1±0.02	<0.01 (3)、 0.01	<0.01 (4)	0.02±0.01	<0.01 (4)
5	0.05±0.01	<0.01 (4)	0.11±0.01	<0.01、 0.01 (2)、0.02	<0.01 (4)	0.04±0.01	<0.01 (4)
7	0.04±0.01	<0.01 (4)	0.08±0.01	<0.01 (4)	<0.01 (4)	0.03±0.01	<0.01 (4)
10	0.03 (4)	<0.01 (4)	0.06±0.01	<0.01 (4)	<0.01 (4)	0.02±0.01	<0.01 (4)
15	0.02 (4)	<0.01 (4)	0.04±0.01	<0.01 (4)	<0.01 (4)	0.01±0.01	<0.01 (4)
20	<0.01、0.01 (2)、 0.02	<0.01 (4)	0.03±0.01	<0.01 (4)	<0.01 (4)	<0.01 (2)、 0.01 (2)	<0.01 (4)

数値は、分析値又は平均値±標準偏差で示し、括弧内は検体数を示す。

—は分析を実施せず。検出限界：0.01ppm

上記の鶏における残留試験結果から、現行の基準値を超過するおそれのある、皮膚、脂肪、肝臓及び卵黄について、皮膚、脂肪及び卵黄については統計学的解析^{注)}により、残留最大許容濃度の上限を算出した。肝臓については、残留濃度の平均値に標準偏差の3倍を加算した値を算出した。結果については表7に示す。

表 7. 残留最大許容濃度の上限 (ppm)

	皮膚	脂肪	肝臓	卵黄
鶏 (最大値)	0.11	0.18	0.031	0.14

注)「薬事法関係事務の取扱について」(平成12年3月31日付け12動薬A第418号農林水産省動物用医薬品検査所長通知)に基づき、残留試験結果から、直線回帰分析を用いて残留最大許容濃度の上限を算出。

7. ADI の評価

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたエトキサゾールに係る食品健康影響評価について、以下のとおり評価されている。

無毒性量：4.01 mg/kg 体重/day (発がん性は認められなかった。)

(動物種) ラット

(投与方法) 混餌

(試験の種類) 慢性毒性/発がん性併合試験

(期間) 2年間

安全係数：100

ADI：0.04 mg/kg 体重/day

なお、評価に供された遺伝毒性試験の *in vitro* 試験の一部で陽性の結果が得られたが、小核試験を始め *in vivo* 試験では陰性の結果が得られたので、エトキサゾールは生体にとって問題となる遺伝毒性はないと結論されている。

8. 諸外国における状況

2010年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準はりんご、きゅうり等に設定されている。

米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてマンゴー、ホップ等に、カナダにおいてぶどう、いちご等に、EUにおいてりんご、オレンジ等に、オーストラリアにおいてバナナ、綿実等に、ニュージーランドにおいてアボカドに基準値が設定されている。

9. 基準値案

(1) 残留の規制対象

エトキサゾールとする。

作物残留試験において、エトキサゾール、代謝物R7及び代謝物R3の分析が行われており、代謝物R7については、エトキサゾールと比較して同程度の残留が認められるが、急性毒性試験及び遺伝毒性試験において生体にとって特段問題は認められないこと、代謝物R3については、エトキサゾールと比較して十分に低い残留であること及びJMPRにおいて農産物の規制対象をエトキサゾール（親化合物のみ）としていることから、代謝物R7及び代謝物R3を農産物の規制対象として含めないこととした。

また、畜産物の残留試験において、主要な残留物はエトキサゾールであることから畜産物についてもエトキサゾール（親化合物のみ）を規制対象とすることとした。

なお、食品安全委員会による食品健康影響評価においても、農産物中の暴露評価対象物質としてエトキサゾール（親化合物のみ）を設定している。

(2) 基準値案

別紙2 のとおりである。

(3) 暴露評価

各食品について基準値案の上限までエトキサゾールが残留していると仮定した場合、国民栄養調査結果における各食品の平均摂取量に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量のADIに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙3参照。

なお、本暴露評価は、各食品分類において、加工・調理による残留農薬の増減が全くないとの仮定の下に行った。

	TMDI/ADI (%) ^{注)}
国民平均	5.4
幼小児 (1~6 歳)	13.1
妊婦	5.3
高齢者 (65 歳以上)	6.2

注) TMDI試算は、基準値案×各食品の平均摂取量の総和として計算している。

エトキサゾール作物残留試験一覧表

農作物	試験 圃場数	試験条件				最大残留量 ^(注1) (ppm) 【エトキサゾール/代謝物R7/代謝物R3】	
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数		
みかん (果肉)	2	10%フロアブル	2000倍散布 500L/10a	2回	21, 30, 45日	圃場A: 0.02*/0.02**/0.01* (*2回, 21日、**2回, 30日) 圃場B: 0.02**/0.02*/0.01** (*2回, 21日、**2回, 30日)	
みかん (果皮)	2	10%フロアブル	2000倍散布 500L/10a	2回	21, 30, 45日	圃場A: 2.09*/1.75*/0.06** (*2回, 30日、**2回, 45日) 圃場B: 1.14**/1.15*/0.13** (*2回, 21日、**2回, 30日)	
みかん (果肉)	2	10%フロアブル	2000倍散布 500, 600L/10a	2回	1, 3, 7, 10, 17日 1, 3, 7, 14, 21日	圃場A: 0.04/-/- 圃場B: 0.17/-/-	
みかん (果皮)	2	10%フロアブル	2000倍散布 500, 600L/10a	2回	1, 3, 7, 10, 17日 1, 3, 7, 14, 21日	圃場A: 1.46/-/- 圃場B: 3.79/-/-	
みかん (果肉)	2	5%水和剤	1000倍散布 500, 800L/10a	2回	21, 30, 45日 21, 31, 46日	圃場A: <0.01/<0.01/<0.01 圃場B: <0.01/<0.01/<0.01 (2回, 21日) (注2)	
みかん (果皮)	2	5%水和剤	1000倍散布 500, 800L/10a	2回	21, 30, 45日 21, 31, 46日	圃場A: 0.52/0.18/0.03 圃場B: 0.38/0.19/0.07 (2回, 21日) (注)	
なつみかん (果肉)	2	10%フロアブル	2000倍散布 500L/10a	2回	21, 30, 45日	圃場A: 0.01/<0.01/<0.01 (2回, 21日) 圃場B: 0.02**/<0.01*/<0.01* (*2回, 21日、**2回, 30日)	
なつみかん (果皮)	2	10%フロアブル	2000倍散布 500L/10a	2回	21, 30, 45日	圃場A: 0.33*/0.39**/0.02** (*2回, 21日、**2回, 45日) 圃場B: 0.40**/0.25*/0.02* (*2回, 21日、**2回, 30日)	
なつみかん (果実)	2	10%フロアブル	2000倍散布 500L/10a	1回	14, 21, 28, 42日	圃場A: 0.05/-/- 圃場B: 0.06/-/-	
なつみかん (果実)	2	10%フロアブル	2000倍散布 500L/10a	2回	14, 21, 28, 42日	圃場A: 0.10/-/- 圃場B: 0.10/-/-	
なつみかん (果肉)	2	5%水和剤	1000倍散布 500L/10a	2回	21, 30, 45日	圃場A: 0.01/<0.01/<0.01 圃場B: <0.01/<0.01/<0.01	
なつみかん (果皮)	2	5%水和剤	1000倍散布 500L/10a	2回	21, 30, 45日	圃場A: 0.62/0.27/0.05 圃場B: 0.40/0.13*/0.04 (*2回, 30日)	
なつみかん (果実)	2	5%水和剤	1000倍散布 500L/10a	2回	21, 30, 45日	圃場A: 0.16/0.08/0.02* (*2回, 30日) 圃場B: 0.11/0.04*/0.01 (*2回, 30日)	
ゆず (果実)	1	10%フロアブル	2000倍散布 500L/10a	2回	21, 30, 45日	圃場A: 0.12*/0.02**/0.02** (*2回, 21日、**2回, 45日)	
ゆず (果実)	1	10%フロアブル	2000倍散布 500L/10a	2回	14, 21日	圃場A: 0.10/-/-	
ゆず (果実)	1	5%水和剤	1000倍散布 500L/10a	2回	21, 30, 45日	圃場A: 0.06/0.08/0.03	
すだち (果実)	1	10%フロアブル	2000倍散布 500L/10a	2回	21, 30, 45日	圃場A: 0.08/0.01/0.01 (2回, 21日)	
すだち (果実)	1	10%フロアブル	2000倍散布 500L/10a	2回	14, 21日	圃場A: 0.22/-/-	
すだち (果実)	1	5%水和剤	1000倍散布 500L/10a	2回	21, 30, 45日	圃場A: 0.05/0.01*/0.04 (*2回, 30日)	
りんご (果実)	2	10%フロアブル	2000倍散布 500L/10a	2回	14, 21, 30日 13, 20, 30日	圃場A: 0.11/0.05/<0.01 圃場B: 0.04/0.02/<0.01 (2回, 13日)	
りんご (果実)	2	5%水和剤	1000倍散布 625, 500L/10a	2回	13, 20, 28日 14, 21, 28日	圃場A: 0.02/<0.01 (2回, 13日) (注) 圃場B: 0.10/<0.01 (注)	
なし (果実)	2	10%フロアブル	2000倍散布 500L/10a	2回	14, 21, 30日	圃場A: 0.12/0.03*/0.02 (*2回, 21日) 圃場B: 0.10/0.04*/0.06* (*2回, 21日)	
なし (果実)	2	5%水和剤	1000倍散布 500, 450L/10a	2回	14, 21, 30日	圃場A: 0.07/0.02/0.03 圃場B: 0.03/0.02/0.02	
もも (果肉)	2	10%フロアブル	2000倍散布 500L/10a	2回	7, 14, 21日	圃場A: <0.01/<0.01/<0.01 圃場B: <0.01/<0.01/<0.01	
おうとう (果実)	2	10%フロアブル	2000倍散布 500L/10a	1回	14, 21, 30日 14, 21, 29日	圃場A: 0.18/0.17*/0.03 (*1回, 21日) 圃場B: 0.10/0.10/0.02	
きゅうり (果実)	2	10%フロアブル	2000倍散布 200L/10a	1回	1, 3, 7日	圃場A: 0.07/0.01/0.02 圃場B: 0.10*/0.01/0.01 (*1回, 3日)	
なす (果実)	2	10%フロアブル	2000倍散布 200L/10a	1回	1, 3, 7日	圃場A: 0.11/0.01/0.01* (*1回, 7日) 圃場B: 0.14/0.02*/0.02 (*1回, 7日)	
なす (果実)	2	5%水和剤	1500倍散布 200L/10a	1回	1, 3, 7日	圃場A: 0.01/0.01/<0.01 圃場B: 0.07/0.02/<0.01	
すいか (果肉)	2	10%フロアブル	2000倍散布 200L/10a	2回	1, 3, 7日	圃場A: 0.02**/0.01*/<0.01 (*2回, 3日、**2回, 7日) 圃場B: 0.01/<0.01/<0.01	
すいか (果肉)	2	5%水和剤	1000倍散布 250L/10a	2回	1, 3, 7日	圃場A: 0.03*/<0.01 (*2回, 7日) (注) 圃場B: 0.01/<0.01 (注)	
メロン (果肉)	2	10%フロアブル	2000倍散布 200L/10a	2回	1, 3, 7日	圃場A: <0.01/<0.01/<0.01 圃場B: <0.01/<0.01/<0.01	
いちご (果実)	2	10%フロアブル	2000倍散布 200L/10a	1回	1, 3, 7日	圃場A: 0.08/0.05/<0.01 圃場B: 0.18*/0.11*/<0.01 (*1回, 3日)	
いちご (果実)	2	7.5%くん煙剤	20g/200m ² くん煙	1回	1, 3, 7日	圃場A: 0.07/<0.01 (注) 圃場B: 0.11/<0.01 (注)	

農作物	試験 回数	試験条件				最大残留量 ^{注1)} (ppm) 【エトキサゾール/代謝物R7/代謝物R3】	
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数		
茶 (荒茶)	2	10%フロアブル	1000倍散布 400L/10 a	1回	14, 21日	圃場A: 2.61/1.03/0.06 圃場B: 5.98/1.24/0.08	
茶 (浸出液)	2	10%フロアブル	1000倍散布 400L/10 a	1回	14, 21日	圃場A: 0.04/0.02*/<0.02 (*1回, 21日) 圃場B: 0.06/0.02/<0.02	
茶 (荒茶)	2	5%水和剤	500倍散布 400L/10 a	2回	21日	圃場A: 0.82/0.42/0.04 (2回, 21日) (#) 圃場B: 0.78/0.42/0.04 (2回, 21日) (#)	
茶 (浸出液)	2	5%水和剤	500倍散布 400L/10 a	2回	21日	圃場A: <0.02/<0.02/<0.02 (2回, 21日) (#) 圃場B: <0.02/<0.02/<0.02 (2回, 21日) (#)	
びわ (果肉)	2	10%フロアブル	2000倍散布 600L/10 a	2回	7, 14, 21日	圃場A: <0.01/<0.01/<0.01 圃場B: <0.01/<0.01/<0.01	
あずき (乾燥子実)	2	10%フロアブル	2000倍散布 200L/10 a	2回	7, 14, 21日	圃場A: <0.01/<0.01/<0.01 圃場B: 0.06/0.02/0.01	
ホップ (乾花)	2	10%フロアブル	2000倍散布 700L/10 a	1回	7, 14, 21日 8, 15, 22日	圃場A: 3.94/0.91*/0.14 (*1回, 14日) 圃場B: 6.51/1.98/0.24	
ぶどう (果実)	2	10%フロアブル	2000倍散布 350L/10 a	1回	7, 14, 21日	圃場A: 0.03*/0.09*/<0.01 (*1回, 14日) 圃場B: 0.17/0.10*/0.01* (*1回, 14日)	
いちじく (果実)	1	10%フロアブル	2000倍散布 400L/10 a	1回	1, 3, 7日	圃場A: 0.12/<0.01 (※)	
いちじく (果実)	1	10%フロアブル	2000倍散布 350L/10 a	1回	1, 3, 7日	圃場A: 0.12/— (※)	
すもも (果実)	2	10%フロアブル	2000倍散布 300, 400L/10 a	2回	7, 14, 21日	圃場A: 0.18/—/— 圃場B: 0.03/—/—	
ネクタリン (果実)	2	10%フロアブル	2000倍散布 400, 500L/10 a	2回	7, 14, 21日	圃場A: 0.18/—/— 圃場B: 0.14/—/—	
マンゴー (果実)	2	10%フロアブル	2000倍散布 400L/10 a	2回	7, 14, 21日	圃場A: 0.10/—/— 圃場B: 0.03/—/—	
とうがん (果実)	2	10%フロアブル	2000倍散布 300L/10 a	2回	1, 3, 7日	圃場A: 0.04/—/— (2回, 3日) 圃場B: 0.02/—/—	
かんしょ (塊根)	2	10%フロアブル	2000倍散布 179, 180L/10 a	2回	1, 3, 7日	圃場A: <0.01/—/— 圃場B: <0.01/—/—	

注1) 最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留量。（参考：平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に係る意見具申」）

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留量が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留量が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について（ ）内に記載した。

注2) (#)：これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。なお、適用範囲内で実施されていない試験条件を斜体で示した。

注3) 今回、新たに提出された作物残留試験成績に網を付けて示している。

*最大残留量の項に(※)の記載のあるものについては【エトキサゾール+代謝物R7】/【代謝物R3】の残留量を記載している。

*代謝物R7及び代謝物R3については、エトキサゾールに換算した値を示している。

エトキサゾール海外作物残留試験一覧表

農作物	試験 回数	試験条件				最大残留量 ^{注1)} (ppm) 【エトキサゾール】
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
綿実 (種子)	5	11%水和剤	38.5 g ai/ha	1回	21, 28, 35日	圃場A:0.03 (1回、35日) 圃場B:<0.01 圃場C:0.07 (1回、28日) 圃場D:0.10 (1回、28日) 圃場E:0.02
綿実 (種子)	2	11%水和剤	77 g ai/ha	1回	21, 28, 35日	圃場A:0.03 (1回、35日) (#) ^{注2)} 圃場B:0.03 (1回、21日) (#)
綿実 (くず)	3	11%水和剤	38.5 g ai/ha	1回	21, 28, 35日	圃場A:0.25 (1回、35日) 圃場B:0.40 (1回、28日) 圃場C:3.3 (1回、35日)
もも (果実)	1	11%水和剤	3.85 g ai/100L 散布	2回	21, 28日	圃場A:0.05 (2回、21日) (#)
もも (果実)	1	16%乳剤	4 g ai/100L 散布	2回	21, 28日	圃場A:0.04 (2回、21日) (#)
もも (果実)	1	11%水和剤	3.85 g ai/100L 散布	2回	28, 42, 56日	圃場A:<0.01 (2回、28日) (#)
もも (果実)	2	11%水和剤	3.85 g ai/100L 散布	2回	7日	圃場A:<0.01 (2回、7日) (#) 圃場B:0.010 (2回、7日) (#)
ネクタリン (果実)	1	11%水和剤	3.85 g ai/100L 散布	2回	21, 28日	圃場A:<0.01 (1回、21日) (#)
ネクタリン (果実)	1	16%乳剤	4 g ai/100L 散布	2回	21, 28日	圃場A:<0.01 (1回、21日) (#)
ネクタリン (果実)	1	11%水和剤	3.85 g ai/100L 散布	2回	28, 42, 56日	圃場A:<0.01 (2回、28日) (#)
ネクタリン (果実)	2	11%水和剤	3.85 g ai/100L 散布	2回	7日	圃場A:0.124 (2回、7日) (#) 圃場B:0.010 (2回、7日) (#)
アーモンド (外皮)	5	72%顆粒水和剤	61 g ai/A 散布	2回	28日	圃場A:1.48 (2回、28日) (#) 圃場B:0.16 (2回、28日) (#) 圃場C:0.16 (2回、28日) (#)
					28, 35日	圃場D:0.32 (2回、28日) (#)
					28日	圃場E:0.14 (2回、28日) (#)
アーモンド (外皮)	1	72%顆粒水和剤	122 g ai/A 散布	2回	28日	圃場A:0.46 (2回、28日) (#)
アーモンド (果実)	5	72%顆粒水和剤	61 g ai/A 散布	2回	28日	圃場A:<0.005 (2回、28日) (#) 圃場B:<0.005 (2回、28日) (#) 圃場C:<0.005 (2回、28日) (#)
					28, 35日	圃場D:<0.005 (2回、28日) (#)
					28日	圃場E:0.005 (2回、28日) (#)
アーモンド (果実)	1	72%顆粒水和剤	122 g ai/A 散布	2回	28日	圃場A:<0.005 (2回、28日) (#)
おうとう (果実)	13	72%顆粒水和剤	0.135 lbs/A 散布	2回	6日	圃場A:0.20 (2回、6日) (#) 圃場B:0.24 (2回、7日) (#)
					7日	圃場C:0.24 (2回、7日) (#) 圃場D:0.36 (2回、7日) (#)
					7, 10, 14日	圃場E:0.22 (2回、7日) (#)
					8日	圃場F:0.32 (2回、8日) (#) 圃場G:0.56 (2回、8日) (#)
					7日	圃場H:0.17 (2回、7日) (#) 圃場I:0.104 (2回、7日) (#)
					6日	圃場J:0.16 (2回、6日) (#)
					8, 10, 13日	圃場K:0.096 (2回、8日) (#)
					7日	圃場L:0.10 (2回、7日) (#)
					8日	圃場M:0.14 (2回、8日) (#)
なし (果実)	9	80%水和剤	61 g ai/A 散布	2回	14, 21, 28, 35日	圃場A:0.0538 (2回、14日) (#) 圃場B:0.0449 (2回、28日) (#)
					28日	圃場C:0.0162 (2回、28日) (#) 圃場D:0.0316 (2回、29日) (#)
					29日	圃場E:0.0547 (2回、29日) (#) 圃場F:0.1314 (2回、29日) (#)
					28日	圃場G:0.0346 (2回、28日) (#)
					14, 21, 28, 35日	圃場H:0.1394 (2回、14日) (#)
					28日	圃場I:0.0366 (2回、28日) (#)

農作物	試験 圃場数	試験条件			最大残留量 ^{注1)} (ppm) 【エトキサゾール】	
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
ペカン (果実)	5	72%顆粒水和 剤	61 g ai/A 散布	2回	28日	圃場A:<0.005 (2回、28日) (#) 圃場B:<0.005 (2回、28日) (#) 圃場C:<0.005 (2回、28日) (#) 圃場D:<0.005 (2回、28日) (#) 圃場E:<0.005 (2回、28日) (#)
					28, 35日	
					28日	
ペカン (果実)	1	72%顆粒水和 剤	122 g ai/A 散布	2回	28日	圃場A:<0.005 (2回、28日) (#)
メロン (果実)	9	72%顆粒水和 剤	0.135 lbs/A 散布	2回	7日	圃場A:0.045 (2回、7日) (#)
					5日	圃場B:0.021 (2回、5日) (#)
					8日	圃場C:0.067 (2回、8日) (#)
					6日	圃場D:0.031 (2回、6日) (#)
					6日	圃場E:0.036 (2回、6日) (#)
					7日	圃場F:0.017 (2回、7日) (#)
					6日	圃場G:0.018 (2回、6日) (#)
					7日	圃場H:0.080 (2回、7日) (#)
りんご (果実)	13	80%水和剤	61 g ai/A 散布	2回	14, 20, 27, 34日	圃場A:0.0580 (2回、14日) (#) 圃場B:0.0356 (2回、28日) (#) 圃場C:0.0280 (2回、28日) (#) 圃場D:0.0606 (2回、28日) (#) 圃場E:0.0470 (2回、28日) (#) 圃場F:0.0490 (2回、28日) (#) 圃場G:0.0425 (2回、29日) (#) 圃場H:0.0486 (2回、28日) (#) 圃場I:0.0264 (2回、28日) (#) 圃場J:0.0366 (2回、28日) (#) 圃場K:0.0336 (2回、14日) (#) 圃場L:0.0681 (2回、27日) (#) 圃場M:0.0370 (2回、28日) (#)
					28日	
					29日	
					28日	
					14, 21, 28, 35日	
					27日	
					28日	

注1) 最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留量。（参考：平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に係る意見書」）

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留量が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留量が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について（ ）内に記載した。

注2) (#)：これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。なお、適用範囲内で実施されていない試験条件を斜体で示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値			作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
小豆類	0.3	0.3	○				<0.01, 0.06(\$)
かんしょ	0.05		申				<0.01, <0.01
なす	0.5	0.5	○				0.11, 0.14
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	0.3	○	0.02			0.07, 0.10
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.01			0.01			
すいか	0.2	0.2	○				0.03(\$), 0.01
メロン類果実	0.2	0.2	○				
まくわうり	0.2	0.2	○				
その他のうり科野菜	0.2	0.2	○				0.04, 0.02(とうがん)
みかん	0.5	0.5	○				0.04, 0.17
なつみかんの果実全体	0.7	0.7	○	0.1			(すだち参照)
レモン	0.7	0.7	○	0.1			(すだち参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7	0.7	○	0.1			(すだち参照)
グレープフルーツ	0.7	0.7	○	0.1			(すだち参照)
ライム	0.7	0.7	○	0.1			(すだち参照)
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7	○	0.1			0.08, 0.22(\$), 0.05(すだち)
りんご	0.5	0.5	○	0.07	0.20	アメリカ	0.11(\$), 0.04
日本なし	0.5	0.5	○	0.07	0.20	アメリカ	【0.0264(#)-0.0681(#)(n=13)(米国)】 0.12, 0.10
西洋なし	0.5	0.5	○	0.07	0.20	アメリカ	(日本なし参照) 【0.0162(#)-0.1394(#)(n=9)(米国)】
マルメロ	0.2	0.2	○	0.07	0.20	アメリカ	【米国のりんご及びなしを参照】
びわ	0.2	0.2	○				
もも	0.05	0.05	○				<0.01, <0.01
ネクタリン	0.5	0.5	○				0.18, 0.14
あんず(アプrikottを含む。)	0.1	0.1	○				
すもも(ブルーンを含む。)	0.5	0.5	○				0.18, 0.03
うめ	0.1	0.1	○				
おうとう(チェリーを含む。)	1	1	○		1.0	アメリカ	【0.096(#)-0.56(#)(n=13)(米国)】
いちご	0.5	0.5	○				0.08, 0.18, 0.07, 0.11
ぶどう	0.5	0.5	○	0.5			0.03, 0.17(\$)
マンゴー	0.3	0.3	○				0.10, 0.03
その他の果実	0.5	0.5	○	0.01			0.12, 0.12(いちじく)
綿実	0.2	0.2			0.2	オーストラリア	【<0.01-0.10(n=7)(オーストラリア)】
ぎんなん	0.01			0.01			
くり	0.01	0.01		0.01	0.01	アメリカ	【米国のペカン及びアーモンドを参照】
ペカン	0.01	0.01		0.01	0.01	アメリカ	【<0.005(#)(n=6)(米国)】
アーモンド	0.01	0.01		0.01	0.01	アメリカ	【<0.005(#)-0.005(#)(n=6)(米国)】
くるみ	0.01	0.01		0.01	0.01	アメリカ	【米国のペカン及びアーモンドを参照】
その他のナッツ類	0.01	0.01		0.01	0.01	アメリカ	【米国のペカン及びアーモンドを参照】
茶	15	10	○	15			
ホップ	15	15	○	15			3.94, 6.51(\$)
その他のスパイス	10	10	○	0.1			1.46, 3.79(\$)(みかんの果皮)
その他のハーブ	15			15			
牛の筋肉	0.05	0.05					<0.05 (休薬期間7日)
豚の筋肉	0.01	0.01					
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01					
牛の脂肪	0.05	0.05		0.01			<0.05 (休薬期間7日)
豚の脂肪	0.02	0.02		0.01			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.02		0.01			
牛の肝臓	0.05	0.05		0.01			
豚の肝臓	0.01	0.01		0.01			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01		0.01			
牛の腎臓	0.05	0.05		0.01			
豚の腎臓	0.01	0.01		0.01			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01		0.01			

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の食用部分	0.05	0.05		0.01		
豚の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01		0.01		
乳	0.01	0.01		0.01		
鶏の筋肉	0.01	0.01	申			<0.01 (休薬期間5日)
その他の家さんの筋肉	0.01	0.01	申			
鶏の脂肪	0.2	0.02	申			0.12 (休薬期間5日)
その他の家さんの脂肪	0.2	0.02	申			
鶏の肝臓	0.04	0.01	申			0.02 (休薬期間5日)
その他の家さんの肝臓	0.04	0.01	申			
鶏の腎臓	0.01	0.01	申			<0.01 (休薬期間5日)
その他の家さんの腎臓	0.01	0.01	申			
鶏の食用部分	0.2	0.01	申			0.05(皮膚) (休薬期間5日)
その他の家さんの食用部分	0.2	0.01	申			
鶏の卵	0.2	0.01	申			0.04 (投与後5日目の残留量)
その他の家さんの卵	0.2	0.01	申			

本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。
 「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。
 (※)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。
 (※)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

エトキサゾール推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)

食品名	基準値案 (ppm)	国民平均 TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
小豆類	0.3	0.4	0.2	0.0	0.8
かんしょ	0.05	0.8	0.9	0.7	0.8
なす	0.5	2.0	0.5	1.7	2.9
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.3	4.9	2.5	3.0	5.0
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.01	0.1	0.1	0.1	0.1
すいか	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
メロン類果実	0.2	0.1	0.1	0.02	0.1
まくわうり	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
その他のうり科野菜	0.2	0.1	0.0	0.5	0.1
みかん	0.5	20.8	17.7	22.9	21.3
なつみかんの果実全体	0.7	0.1	0.1	0.1	0.1
レモン	0.7	0.2	0.1	0.2	0.2
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	0.7	0.3	0.4	0.6	0.1
グレープフルーツ	0.7	0.8	0.3	1.5	0.6
ライム	0.7	0.1	0.1	0.1	0.1
その他のかんきつ類果実	0.7	0.3	0.1	0.1	0.4
りんご	0.5	17.7	18.1	15.0	17.8
日本なし	0.5	2.6	2.2	2.7	2.6
西洋なし	0.5	0.05	0.05	0.05	0.05
マルメロ	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
びわ	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
もも	0.05	0.0	0.0	0.2	0.0
ネクタリン	0.5	0.1	0.1	0.1	0.1
あんず (アブリコットを含む。)	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
すもも (プルーンを含む。)	0.5	0.1	0.1	0.7	0.1
うめ	0.1	0.1	0.0	0.1	0.2
おうとう (チェリーを含む。)	1	0.1	0.1	0.1	0.1
いちご	0.5	0.2	0.2	0.1	0.1
ぶどう	0.5	2.9	2.2	0.8	1.9
マンゴー	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の果実	0.5	2.0	3.0	0.7	0.9
綿実	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
ぎんなん	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
くり	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
ペカン	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
アーモンド	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
くるみ	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
その他のナッツ類	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
茶	15	45.0	21.0	52.5	64.5
ホップ	15	1.5	1.5	1.5	1.5
その他のスパイス	10	1.0	1.0	1.0	1.0
その他のハーブ	15	1.5	1.5	1.5	1.5
牛の筋肉及び脂肪	0.05	1.0	0.5	0.9	1.0
牛の肝臓	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
牛の腎臓	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
牛の食用部分	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の筋肉及び脂肪	0.02	0.7	0.5	0.8	0.7
豚の肝臓	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の腎臓	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の食用部分	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の陸棲哺乳類の筋肉及び脂肪	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
乳	0.01	1.4	2.0	1.8	1.4
鶏の筋肉及び脂肪	0.2	4.0	3.9	2.6	4.0
鶏の肝臓	0.04	0.0	0.0	0.1	0.0
鶏の腎臓	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の食用部分	0.2	0.0	0.0	0.1	0.0
その他の家きんの筋肉及び脂肪	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の家きんの肝臓	0.04	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の家きんの腎臓	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の家きんの食用部分	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の卵	0.2	2.5	1.8	2.3	2.5
その他の家きんの卵	0.2	0.0	0.0	0.2	0.0
計		115.5	82.6	117.4	134.6
ADI比 (%)		5.4	13.1	5.3	6.2

高齢者及び妊婦については摂取量データの一部がないため、国民平均の摂取量を参考とした。

TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

(参考)

これまでの経緯

平成10年	4月24日	初回農薬登録
平成15年	8月5日	農林水産大臣から厚生労働大臣あてに動物用医薬品の製造販売の承認及び使用基準の設定について意見聴取 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成17年	11月29日	残留農薬基準告示
平成18年	5月18日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成19年	3月5日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成20年	2月21日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成20年	11月21日	厚生労働大臣から農林水産大臣あてに動物用医薬品の製造販売の承認及び使用基準の設定について回答
平成21年	5月8日	残留農薬基準告示
平成24年	7月30日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：かんしょ）
平成25年	1月30日	農林水産大臣から厚生労働大臣あてに動物用医薬品の製造販売の承認について意見聴取 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成25年	6月24日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成25年	10月9日	農林水産大臣から厚生労働大臣あてに動物用医薬品の使用基準の設定について意見聴取
平成25年	11月22日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成25年	11月29日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

石井	里枝	埼玉県衛生研究所水・食品担当部長
延東	真	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
○大野	泰雄	国立医薬品食品衛生研究所名誉所長
尾崎	博	東京大学大学院農学生命科学研究科獣医薬理学教室教授
斉藤	貢一	星薬科大学薬品分析化学教室教授
佐藤	清	一般財団法人残留農薬研究所業務執行理事・化学部長
高橋	美幸	農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所上席研究員
永山	敏廣	明治薬科大学薬学部薬学教育研究センター薬学教育部門教授
根本	了	国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
宮井	俊一	一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問
山内	明子	日本生活協同組合連合会執行役員組織推進本部長
由田	克士	大阪市立大学大学院生活科学研究科公衆栄養学教授
吉成	浩一	東北大学大学院薬学研究科薬物動態学分野准教授
鰐淵	英機	大阪市立大学大学院医学研究科分子病理学教授

(○：部会長)

答申(案)

エトキサゾール

食品名	残留基準値
	ppm
小豆類 ^{注1)}	0.3
かんしょ	0.05
なす	0.5
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.01
すいか	0.2
メロン類果実	0.2
まくわうり	0.2
その他のうり科野菜 ^{注2)}	0.2
みかん	0.5
なつみかんの果実全体	0.7
レモン	0.7
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7
グレープフルーツ	0.7
ライム	0.7
その他のかんきつ類果実 ^{注3)}	0.7
りんご	0.5
日本なし	0.5
西洋なし	0.5
マルメロ	0.2
びわ	0.2
もも	0.05
ネクタリン	0.5
あんず(アブリコットを含む。)	0.1
すもも(プルーンを含む。)	0.5
うめ	0.1
おうとう(チェリーを含む。)	1
いちご	0.5
ぶどう	0.5
マンゴー	0.3
その他の果実 ^{注4)}	0.5
綿実	0.2
ぎんなん	0.01
くり	0.01
ペカン	0.01
アーモンド	0.01
くるみ	0.01
その他のナッツ類 ^{注5)}	0.01
茶	15
ホップ	15
その他のスパイス ^{注6)}	10
その他のハーブ ^{注7)}	15
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注8)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01

注1) いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタビア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注2) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注3) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注4) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注5) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注6) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注7) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレンソ、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注8) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

エトキサゾール

食品名	残留基準値
	ppm
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注9)}	0.05
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注10)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.2
その他の家きんの脂肪	0.2
鶏の肝臓	0.04
その他の家きんの肝臓	0.04
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.2
その他の家きんの食用部分	0.2
鶏の卵	0.2
その他の家きんの卵	0.2

注9)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注10)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

